

**[事案 17 20] 契約無効確認・既払込保険料返還請求（銀行窓販）**

- ・平成 17 年 11 月 25 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 10 月 13 日 和解成立

< 事案の概要 >

銀行窓口にて契約した一時払変額個人年金について、保険商品であることや解約時に 5 % の手数料がかかることなどに関する説明がなかったこと等を理由に、一時払保険料全額の返還を求めたもの。

< 申立人の主張 >

銀行の店頭で、今すぐ使う予定がないならば金利の良い商品があると説明を受けて締結した保険契約については、契約時、生命保険募集人である行員より「生命保険商品であること」、「解約時に 5 % の手数料がかかること」などの重要事項についての説明がなく、家に帰って商品説明書を見て初めて保険であることを知った。10 年後に年金を受け取る商品内容は高齢（契約時 79 歳）の自分にとって必要はなく、誤認して契約申込みしたものであるから、契約を取り消し支払済みの一時払保険料（1,000 万円）の返還を求める。

< 保険会社側の主張 >

募集人である銀行員は、以下のとおり、本商品が生命保険商品であること、保険会社および契約時費用の負担等保険契約の内容について十分説明するとともに、必要な書類を交付し、申立人もそれらを認識していたことから、保険料返還の求めには応じられない。

- (1) 募集人は契約時において、申立人の意向に沿って設計書を作成し、それを示しながら契約時費用の負担がある旨を口頭で説明したうえ、その場で設計書を交付している。これに対し、申立人は質問をはさみながら保険契約の内容についての説明を理解したうえで、募集人に応じている。
- (2) 募集人は申立人に対し、「本商品は預金ではない」、「本商品は生命保険会社の生命保険商品である」との明確な文言が記載されている「商品説明書兼確認書（顧客用）」を示し、1 項目ずつ説明したうえ申立人の了承を得ている。
- (3) 募集人は、契約申込みの際し、申立人に対して「保険商品パンフレット」、「特に重要なお知らせ、ご契約のしおり・約款」を示し保険商品の内容を説明し、交付している。それらの書面には、保険商品であること契約時費用の負担があることについて明記されている。
- (4) 申立人が署名捺印のうえ提出した契約申込書の表題部には、保険種類名「個人年金保険」との記載が、またそのすぐ下には「生命保険会社御中」との記載があるなど、契約申込書の体裁から商品内容等について説明があつたことは明らかである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、反論書等をもとに審理を進めるとともに、募集代理店、保険会社双方から契約時の説明状況・内容について、また申立人からは契約申込に至った経緯・状況等について事情聴取を行った。

その結果、契約締結時の状況に関し、申立人については説明を受けている際、契約申込みに当たったの注意を怠ったことの過失、募集代理店には解約にともなうリスク説明に関する過失がそれぞれ認められた。そのため、裁定審査会はそれぞれの過失割合を検討のうえ、「申立人が解約処理を行い、保険会社は解約にともない発生する解約返戻金相当額と支払済保険料の差額を、過失割合に応じて負担する和解金と解約返戻金の合計額を申立人に支払う」とする和解案を提示し、双方の合意を得たので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。